

美容所開設届出書・美容所検査申請書

年 月 日

青森県知事 殿

開設者 住所	}	法人にあつては、主たる事務所の所在地
氏 名		法人にあつては、名称及び代表者の氏名

下記のとおり、美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。併せて、同法第12条の規定による美容所の検査を申請します。

記

美容所	名 称			
	所在地			
開設予定年月日		年 月 日		
				譲り受けた美容業の以下の事項に変更がありません。
管理美容師	住 所			<input type="checkbox"/>
	氏 名			
美容所の構造及び設備の概要		別紙のとおり		<input type="checkbox"/>
従 業 者	氏 名	登録番号	摘要	<input type="checkbox"/>
同一の場所で現に開設している 理容所の名称				<input type="checkbox"/>
同一の場所で開設しようとして いる理容所の開設予定年月日		年 月 日		<input type="checkbox"/>
美容業の譲渡	上記に係る美容業を上記の開設者に譲り渡しました。 (譲渡人の署名)			

添付書類

- 1 美容所の平面図。ただし、美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出する場合であつて既に知事に提出されている当該平面図の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
- 2 美容師についての結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書。ただし、美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出する場合であつて既に知事への届出がされている美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に変更がないときは、当該美容師に係る診断書の添付を省略することができる。
- 3 美容師法第11条の4第1項に規定する美容所の開設の届出をする場合にあつては、管理美容師が同条第2項の規定に該当する者であることを証明する書類。ただし、美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出する場合であつて既に知事への届出がされている管理美容師の住所及び氏名に変更がないときは、その添付を省略することができる。
- 4 美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出する場合（「美容業の譲渡」欄に譲渡人が署名した場合を除く。）にあつては、当該美容業を譲り受けたことを証明する書類
- 5 日本の国籍を有しない者が開設の届出をする場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

備考

- 1 次に掲げる欄の記載は、美容業を譲り受けた者が当該美容業に係るこの書類を提出する場合であつて既に知事に提出されている美容所開設届出書・美容所検査申請書の記載事項に変更がないときは、□にレ印を記入することをもつて足りる。
 - (1) 管理美容師
 - (2) 美容所の構造及び設備の概要
 - (3) 従業者
 - (4) 同一の場所で現に開設している理容所の名称
 - (5) 同一の場所で開設しようとしている理容所の開設予定年月日
- 2 「管理美容師」の欄は、美容師法第11条の4第1項に規定する美容所を開設する場合に記入すること。
- 3 「同一の場所で現に開設している理容所の名称」の欄は、開設しようとする美容所と同一の場所で現に開設している理容所がある場合に記入すること。
- 4 「同一の場所で開設しようとしている理容所の開設予定年月日」の欄は、開設しようとする美容所と同一の場所で開設しようとしている理容所がある場合（理容師法第11条第1項の届出をしている場合又は当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にする場合に限る。）に記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

担当者：

連絡先：

美容所の構造及び設備の概要（別紙）

美容所の構造及び設備の概要	店舗の面積 (内法)	作業室	m ²	待合所	m ²
	床の構造 (材質)	コンクリート ・ タイル ・ 耐水化粧板 その他 ()			
	腰板の構造 (材質)	コンクリート ・ タイル ・ 耐水化粧板 その他 ()			
	作業室の照明	ワット	個	ワット	個
	換気方法	自然換気 (窓の開閉が自由) 動力換気 (エアコン 台 換気扇 台)			
	美容椅子又は セット椅子	台	洗髪設備	台	
	消毒設備	紫外線消毒器 台 蒸気消毒器 台			
		薬品消毒 (使用薬品名:)			
		消毒バット	個		
		薬液量計	(ml 個	ml 個)	
手指洗浄消毒設備 (有 ・ 無)					
格納設備	消毒済器具 箇所 『消毒済』の表示 (有 ・ 無)				
	未消毒器具 箇所 『未消毒』の表示 (有 ・ 無)				
ふた付毛髪箱	個	応急薬品一式	(有 ・ 無)		
ふた付汚物箱	個	排水先	下水道・浄化槽・その他		